

消費者被害

110番

「これっておかしくない!？」
消費者被害に関する相談を弁護士・
司法書士が相談にのります。

平成29年12月7日(木)

午前10時～午後7時

(最終受付 午後6時30分)

TEL 026-292-5007

※ご注意

相談料は無料ですが、通話料がかかります。



クーリング・オフってどう
やってやるの？

敷金が返ってこない
けどどうなの？

これって悪質商法
なんじゃない？

・・・等、消費者
被害に関する相談
をお受けしております

主催：特定非営利活動法人ながの消費者支援ネットワーク

長野市篠ノ井御幣川668コープながの本部内

我々は消費者の皆様の「安全・安心な生活が送れる権利」が護られる社会の実現に向けて活動しています。